

学校いじめ防止基本方針

山形市立山寺小・中学校

平成26年2月策定

令和7年4月1日改訂

1 はじめに

本校は、小規模、小中併設校であり、小学校、中学校が学年を越えて強いかわりの中で学校生活を送っている。小学校低学年から互いに助け合い、励まし合って成長していく良さがある。教職員は、少人数指導のよさを生かし、児童生徒の個に応じた一人一人を大切にする指導を教育の重点目標としている。そのことがいじめ等を予防することにもなる。しかし、いじめはどの学校どの児童生徒にも起こり得るものである。児童生徒の中には、人間関係の中に悩みや心配があり生活しているときもある。それが、「いじめ」に発展するようなことがあれば、心身の健全な成長や人間形成に重大な影響を与えることになる。

本校では、仲間を大切にする心を育む教育活動を推進するとともに、いじめを決して放置しない学校にするために、児童生徒、教職員が一緒になって取り組んでいく。

「いじめ」の定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止のための取り組み

- (1) 教育活動全般において「仲間を思いやる」ことを重要視して指導する。
- (2) 学級活動、道徳において、「自他の人格を尊重する教育」を実践する。
- (3) 行事などの体験的な活動を通して、他者とのかわりを通じた個性の伸長を促す。
- (4) 児童会、生徒会やクラブ活動、部活動における自主的・自治的な活動を推進する。
- (5) 学校生活を通じ、児童生徒が積極的に自己を表現したり、仲間と交流したりする場を設ける。
- (6) 家庭や地域と協力し、あいさつやボランティア活動など児童生徒の心を育てる教育を推進する。

3 いじめ早期発見・早期対応のために

いじめ防止の最大の力は、「わかる、できる、友達と協力して楽しかった」という授業を日々行うことであるという認識のもと、以下の対応を行う。

- (1) 児童生徒の様子を観察し、教職員間の情報交換を密にする。（教育相談委員会の活用）
- (2) 年に2回、児童生徒、保護者アンケート調査を実施し情報を収集する。

※児童生徒へのアンケートは、早期発見のための無記名アンケートと、必要に応じて早期対応のための記名式アンケートの2種類を行い、いじめの未然防止と早期対応に努める。

- (3) 教育相談活動（二者面談、三者面談、教育相談員との希望相談）を充実させる。
- (4) 児童生徒、保護者や地域からの情報を得るアンテナを高くする。

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) いじめを発見したとき

- ① 迅速な事実確認と情報共有を行い、発見また報告から24時間以内に方針を出す。
特に、担任は、いじめの実態を把握した場合は、一人で抱え込むことなく、同僚や管理職に、すぐに相談する。

- ② 組織的な対応を行う。

ア 被害児童生徒とその保護者に対する対応

事実確認に関しては、プライバシーを十分に考慮する。また、その場で善悪の判断をくだすことなく、被害児童生徒本人、保護者がどのような解決を求めているのか、十分に聞き取るために複数で対応する。

イ 加害児童生徒とその保護者に対する対応

加害者も、それ以前は被害者であったかも知れないとの疑いを持ちながら、一方的な聞き取りにならぬよう配慮する。また、相手を傷つけたことを十分に納得できるまで話を聞き、継続的な指導が可能となるよう複数教員で指導にあたる。

ウ 学級や部活動、全校児童生徒などの集団に対する対応

いじめを傍観していた児童生徒に対しても、いじめは解決の努力をすべきものとして捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

特に、教育的諸課題から配慮が必要な児童生徒について、学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。具体的には

- ・発達障害を含む、障がいのある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・被災児童生徒 など

エ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合の対応

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行う。

オ ネットいじめへの対応 等

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産の重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

カ 保護者全体に対する対応

全校児童生徒の保護者に関しては、必要に応じて集会等の場を設け、プライバシーに十分配慮した上で事実関係を伝える。対応策や今後の指導も含めて理解を得られるようにし、憶測やうわさで判断するのではなく学校に相談するように求める。スマホ・携帯等インターネット上のいじめの未然防止のため、保護者向けの情報モラル研修会を2年に1度開催する。

(2) いじめの解消

いじめの解消には、少なくとも次の①と②の要件を満たすことが必要である。

① いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいる状況が少なくとも3ヶ月以上継続している。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童生徒本人及びその保護者に面談等により確認できている。

5 重大事態への対処

いじめが、重大事態に至っていると考えられる場合、事態への対処のため、学校長は、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」、山形市教育委員会等の第三者の協力を得て、適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
具体的には、以下の手順で対応することとする。

(1) 重大事案の判断基準

- ① 児童生徒のいのちや身体の危機にかかわる事態（自殺予告など）
- ② 児童生徒が強い不安を持ち、通常の登校ができなくなった場合
- ③ 金品等に多大な被害が認められる場合

(2) 校内の連絡・報告体制

- ① 報告から24時間以内に、指導方針を出し、全職員へ紙面で報告する。
- ② 重大事態の事実関係、その他の必要な情報等については、素早く山形市教育委員会に報告し、その指導も加味して対応にあたる。

(3) 外部機関との連携

- ① 必要に応じ山形市教育委員会、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

6 校内体制

(1) いじめ防止等の対策のための組織を設置する。

① 校内職員

校長、小中教頭、小中教務主任、生徒指導主事、養護教諭

② 校外関係者（必要に応じて校内組織に加える）

- ・ P T A会長、学校評議員、地区民生委員、学校医、
- ・ 山寺駐在所、山形警察署生活安全課、児童相談所

7 校内研修

(1) 職員会議、小学校部会、中学校部会において、「いじめ防止」を話題として、仲間を大切にする心が育つ指導の在り方を話し合い、指導に生かすようにする。

(2) いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修（生徒理解研修・事例研究）を行い、教職員の共通認識を図る。

- ・ いじめの理解（事例研究等）
- ・ 組織的な対応
- ・ 指導記録の生かし方
- 等

(3) 校内研究を通して、道徳指導の充実を図るとともに、一人一人の児童生徒の集団との関わりを良いものにし、いじめの未然防止を図る。

8 学校評価

- (1) 教職員による自己評価、保護者による学校評価において、いじめ防止の取り組みについての項目を設け、その後の指導に生かす。
- (2) 児童生徒の評価アンケートにいじめに対する項目を設け、自己評価することを通して、いじめのない学校づくりに自らが主体的に取り組んでいこうとする意識を高める。
- (3) 評価したことについては、プライバシーに配慮しながら、保護者、地区等に公表し、学校、保護者、地区が一緒になっていじめ防止に努めるようにする。

9 その他

- (1) インターネット、携帯電話等を通したいじめが予想されることを踏まえ、児童生徒に対する「情報モラル教育」を行うとともに、インターネット利用状況などの把握に努める。また、外部指導者を招へいしたりして、児童生徒がどのように使用しているか、どのような危険性があるのかなどについての職員研修、保護者研修を行っていく。
- (2) 地域行事への積極的参加、交流を通して、児童生徒の「奉仕する心」・「感謝する心」を育み、問題の未然防止に努める。
- (3) 校務分掌を適正化したり、校務の効率化を図ったりすることによって、教職員が児童生徒と向き合う時間を増やし、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにする。
- (4) 本基本方針のもと実践にあたり、さらにより良い『山寺小中学校いじめ防止基本方針』を作成していく。